

**和東町子ども・子育て支援事業計画 原案修正点**  
**地域子ども・子育て支援事業 事業内容の追記について**

修正部分

資料頁	修正内容（太字下線部分が変更点）
35	<p>「⑤養育支援訪問事業」に「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」の追記</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">＜新しい記載内容＞</p> <p>●<u>子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）</u></p> <p><u>要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。</u></p> <p><u>和東町においても関係機関の連携強化を図り、事業実施に努めます。</u></p>

修正理由

<p>根拠法</p> <p>子ども・子育て支援法</p>	<p>第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する<u>養育支援訪問事業</u>その他同法第二十五条の二第一項に規定する<u>要保護児童対策地域協議会その他の者による</u>同法第二十五条の七第一項に規定する<u>要保護児童等に対する支援に資する事業</u></p>
------------------------------	--

「養育支援訪問事業」においては、「養育支援訪問事業」とともに、「要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」についても含まれます。

そのため、国の示し方に倣い、「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）」についても、計画書に示すこととさせていただきます。

参考：

内閣府実施  
自治体向け  
説明会資料

**地域子ども・子育て支援事業の概要について**

・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）

・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3（妊婦健診については交付税措置）

①利用者支援事業【一部新規】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

該当箇所

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業